

S-Matching 運営規則

【注：今後、詳細な点については、修正が入る可能性あり】

(名称)

第1条 本プラットフォームは、「宇宙ビジネス投資マッチング・プラットフォーム (S-Matching)」(以下、単に「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、宇宙関連分野において新規ビジネス創出を企図している個人(以下、「潜在的創業者」という。)又はビジネスの拡大を企図しているベンチャー企業等と投資家・事業会社(以下、「投資家等」という。)とのマッチングの場の提供等を通じて、両者のビジネス連携等を促進し、我が国における宇宙関連ベンチャー企業等の創出・育成等を図ることを目的とする。

(実施体制)

第3条 内閣府宇宙開発戦略推進事務局、経済産業省製造産業局宇宙産業室及び【現在調整中】は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の協力を得て、プラットフォームを共同運営する。

2 プラットフォームの運営を行うための事務局を【現在調整中】に置く。

(マッチング等)

第4条 事務局は、宇宙関連分野に関心のある投資家・事業会社から成るグループ(以下、「投資家等グループ」という。)を通年募集により組成し、各投資家等の連絡先や関心分野等の情報を含んだ形での名簿(以下、「投資家等グループ名簿」という。)を作成する。

2 事務局は、宇宙ビジネスアイデアコンテスト「S-Booster」、「政府衛星データのオープン&フリー化及びデータ利用環境整備事業」、スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)、宇宙開発利用大賞、政府が行う実証事業等とも連携しつつ、潜在的創業者又はベンチャー企業等から、ビジネス・アイデア等を通年募集し、確認を行った上で、それらを投資家等グループに共有する。【P：詳細調整中】

3 前項の規定により、事務局からビジネス・アイデア等の共有を受けた投資家等グループ内の投資家等は、事務局が定める所定の手続きに基づき、関心のあるビジネス・アイデア等を応募した潜在的創業者又はベンチャー企業等に直接連絡を取り、当該ビジネス・アイデア等の詳細をヒアリング等することができる。

4 ビジネス・アイデア等の投資家等グループへの共有を行った潜在的創業者又はベンチャー企業等は、事務局が定める所定の手続きに基づき、投資家等グループ名簿を閲

覧し、その内の投資家等に直接連絡を取り、自らのビジネス・アイデア等の詳細を説明等することができる。

- 5 投資家等グループ内の投資家等は、潜在的創業者又はベンチャー企業等から提案のあったビジネス・アイデアの支援に際し、他の投資家等と連携を図るため、投資家等グループ名簿を閲覧し、当該他の投資家等に連絡をすることができる。
- 6 その他、事務局は、S-NET等の活動とも連携し、潜在的創業者又はベンチャー企業等と投資家等とのマッチングの円滑化を図るための活動（ピッチ・イベント、セミナー等）を行う。
- 7 内閣府宇宙開発戦略推進事務局、経済産業省製造産業局宇宙産業室及び JAXA 及び並びに事務局は、潜在的創業者又はベンチャー企業等と投資家等との間のマッチング支援に関して、当事者間での取引等には一切介入しない。また、当事者間におけるトラブル等についても一切責任を負わないものとする。

（投資家等グループの入会・退会・会員資格の取り消し等）

第5条 投資家等グループへの入会を希望する投資家等（個人、企業、団体等）は、事務局が定める所定の手続きにより、入会を希望する旨の申請書を事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、申請書を提出した投資家等が、次に掲げる基準（以下「入会基準」という。）に照らして適切と認める場合には、当該投資家等の入会を確認し、投資家等グループ名簿に記載することとする。なお、本承認の可否判断に関して、事務局は、別に定める第三者委員会から助言を受けることができる。
 - 一 第2条の目的に賛同していること。
 - 二 潜在的創業者又はベンチャー企業等の事業化を支援（ハンズオン、業務連携、技術協力、販路拡大、ビジネス・アドバイス等）した実績を有し、その意欲があること。
 - 三 直近数年以内にベンチャー企業向けの投融資実績があること又は社内に投融資部門等を有し、資金的に投融資能力を備えていること。
 - 四 個人の場合は、ベンチャー・キャピタルやエンジェル・ネットワーク等の第三者（法人であるものに限る。）からの紹介があること。
 - 五 反社会的勢力及びそれに準ずる者等ではないこと。
 - 六 その他事務局が定める基準に反していないこと。
- 3 投資家等グループに入会した投資家等（以下「会員投資家等」という。）がグループを退会しようとするときは、事務局が定める所定の手続きにより、その旨を事務局に届け出なければならない。
- 4 事務局は、会員投資家等が入会基準を満たさなくなつたと認められる場合又は不適切な行為があつた場合には、直ちに当該会員投資家等の会員資格を取り消すものと

する。

5 事務局は、投資家等グループ名簿を厳重に管理し、第2条の目的以外においては利用しない。

6 会員投資家等からグループの運営に係る会費は募らないものとする。

(技術協力)

第6条 技術的課題がボトルネックになっていることが、資金調達の困難さに拍車をかける構図にもなっている状況に鑑み、JAXA は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び経済産業省宇宙産業室とも連携し、プラットフォームを利用する潜在的創業者又はベンチャー企業等への技術協力の検討や助言等を行うことで、投資家等によるリスクマネー供給の円滑化に寄与する。

(政府の関与)

第7条 内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び経済産業省製造産業局宇宙産業室は、応募のあったビジネス・アイデア等のうち、政府が積極的に関与し実施すべきものや、民間の取組だけでは達成しきれないもの（例：法制度整備が必要なものや、高度な技術を必要とするもの等）については、当該ビジネス・アイデア等の提案者からの要望に基づき、必要な検討を行う。なお、この場合においても、第4条第7項の規定のとおり、当事者間での取引等には一切介入しないものとする。

(規約の変更)

第8条 内閣府宇宙開発戦略推進事務局又は経済産業省製造産業局宇宙産業室は、必要に応じて、本運営規則を変更することがある。

附 則

(施行期日)

本運営規則は、プラットフォームの専用サイトを運用する日(平成30年5月●日)から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条第1項及び第5条の規定は、公布の日(平成30年2月13日)から施行する。この場合、「事務局」とあるのは、「内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び経済産業省製造産業局宇宙産業室」と読み替える。

附 則 (平成30年2月26日改正)

本改正規則は、公布の日から施行する。